輸入統計品目表第〇八・〇八項を次のように改める。

08.08		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	
0808.10	000	―りんご	KG
0808.30	000	―梨	KG
0808.40	000	―マルメロ	KG

輸入統計品目表第〇八・〇九項中

「	0809.20	000	―さくらんぼ	KG 」を
「			―さくらんぼ	」に
	0809.21	000	――サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	KG
	0809.29	000	――その他のもの	KG

改める。

輸入統計品目表第〇八―〇・一一〇号の次に次の一号を加える。

0810.30	000	―ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	KG

輸入統計品目表第〇八―〇・四〇号中「バキニウム属」を「ヴァキニウム属」に改め、同表第〇八―〇・六〇号の次に次の一号を加える。

0810.70	000	―柿	KG

輸入統計品目表第〇八―〇・九〇号を次のように改める。

0810.90		―その他のもの	
	210	――ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	KG
	290	――その他のもの	KG

輸入統計品目表第〇八・一一項及び第〇八・一二項を次のように改める。

08.11		冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
0811.10		―ストロベリー	
	100	――砂糖を加えたもの	KG
	200	――その他のもの	KG
0811.20		―ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
	100	――砂糖を加えたもの	KG
	200	――その他のもの	KG
0811.90		―その他のもの	
		――砂糖を加えたもの	
	110	―――パイナップル	KG
	130	―――ベリー	KG
	140	―――サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	KG
	150	―――桃及び梨	KG
		―――その他のもの	
	120	――――パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG
	190	――――その他のもの	KG
		――その他のもの	
	210	―――パイナップル	KG
	220	―――パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG
		―――桃、梨及びベリー	
	230	―――ベリー	KG
	240	―――桃及び梨	KG
		―――その他のもの	
	280	―――カムカム	KG
	290	―――その他のもの	KG
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
0812.10	000	―さくらんぼ	KG
0812.90		―その他のもの	
	100	――バナナ	KG
	200	――オレンジ	KG
	300	――グレープフルーツ（ポメロを含む。）	KG
		――その他のもの	
	410	―――レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	KG
	430	―――くり（カスタネア属のもの）	KG
		―――その他のもの	
	420	――――パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG
	440	―――マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	KG
	490	―――その他のもの	KG

輸入統計品目表第〇八―一二・五〇号中「くり」の下に「（カスタネア属のもの）」を、「ピスタチオナット」の下に「、コーラナット（コラ属のもの）」を加え、「（びんろう子を除く。）」を削る。